

こまったときの！

学校法人大辞典 (資産・負債編)

調整勘定のマトリクス

項目	教育活動	施設整備等活動	その他の活動
前期末未収入金収入 期末未収入金	学生生徒等納付金 経常費等補助金 付随事業収入 雑収入	施設設備売却収入	未収利息
前期末未払金支払支出 期末未払金	所定福利費 その他手当 教研・管理経費 消耗品費(ソフト)	施設関係支出 設備関係支出 (リース資産支出) ソフトウェア支出	未払利息
前期末前受金 前受金収入	学生生徒等納付金 付随事業収入	施設売買手付金	前受収益
前期末前払金 前払金支払支出	教育研究経費 管理経費	施設購入手付金	前払利息

未収入金

(みしゅうにゆうきん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

「未収入金」とは、学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいいます。企業会計では、通常の営業取引によって発生した未収額を「売掛金」で処理し、本来の営業取引以外(固定資産や手数料など)から発生した未収額を「未収入金」と処理しますが、学校法人会計ではひとくりに「未収入金」を用います。

但し、活動区分資金収支計算書を作成するために、「未収入金」を「教育活動による未収入金」と「施設整備等活動による未収入金」及び「その他の活動による未収入金」に区分して経理する必要があります。

仕訳の例

企業会計では未収入金の増加は「未収入金」を借方に、減少は貸方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、未収入金の増加は「期末未収入金」を借方に記入し、前期の未収入金が当期に回収(未収入金の減少)した場合は、「前期末未収入金収入」を貸方に記入します。

また、どうしても回収できない「未収入金」は総勘定仕訳で徴収不能処理等を行います。

取引	仕訳種類	借方	貸方
当期の未収額の発生	資金収支	期末未収入金	授業料収入(例)
前期末の未収入金の当期回収	資金収支	現金預金	前期末未収入金収入
回収困難な未収入金の引当金経理	総勘定	徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金
回収不能な未収入金の徴収不能処理	総勘定	徴収不能額	未収入金
		徴収不能引当金	未収入金

活動区分の具体例

活動区分資金収支計算書では、全ての収支を「教育活動による資金収支」「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」に区分する必要がありますが、「未収入金」はそれぞれの活動区分において「調整勘定」として集計されます。

教育活動	施設整備等活動	その他の活動
学生生徒等納付金収入	施設売却収入	有価証券売却収入
経常費等補助金収入	設備売却収入	受取利息・配当金収入
付随事業収入等		

未収入金

(みしゅうにゆうきん)

資金収支計算書での表示は？

取引例	借方	貸方
当期の授業料の未収入金が100発生	期末未収入金100	授業料収入100
前期末の未収入金の当期回収50	現金預金50	前期末未収入金収入50

大科目	小科目	金額	説明
学生生徒等納付金収入		100	すべての学生生徒等納付金額が入金されたものとして表示
手数料収入			
寄付金収入			
補助金収入			
資産売却収入			
付随事業・収益事業収入			
受取利息配当金収入			
雑収入			
借入金等収入			
前受金収入			
その他の収入	前期末未収入金収入	50	前期の学生生徒納付金収入であるので、当期の学生生徒等納付金は調整せずに、資金収入だけをプラスする。
資金収入調整勘定	期末未収入金	△100	しかし、実際は100だけ未収額があるため資金収入をマイナス表示する。
収入の部合計			
支払資金		50	正味の支払資金は50だけ増加する

貯蔵品・販売用品

(ちょぞうひん・はんばいようひん)

勘定科目の意味は？

「貯蔵品」とは、切手・収入印紙、実験用の薬品等の未使用分をいい、他方「販売用品」とは、学内売店や食堂など補助活動事業の教材や商品、原材料等の棚卸高をいいます。

「貯蔵品」は使用を目的として保有されているのに対して、「販売用品」は販売・売却されることを目的としているところに違いがあります。なお、両者とも金額が僅少であれば貸借対照表に計上しなくても差支えありません。

仕訳の例

「貯蔵品」も「販売用品」も年度末において実地棚卸をして残高を確定させますが、一般的には、総勘定仕訳で、前期年度末の棚卸残高を戻入れ、当年度期末残高を計上する処理(洗い替え処理)が行われます。

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

取引	仕訳種類	借方	貸方
学内売店の商品を購入	資金収支	補助活動支出	現金預金
期首販売用品の戻入れ	総勘定	補助活動支出	販売用品
期末販売用品の計上	総勘定	販売用品	補助活動支出

立替金・仮払金

(たてかえきん・かりばらいきん)

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

勘定科目の意味は？

「立替金」とは、取引先、学生生徒等の保護者、行政等などに対して、一時的に金銭の立替払いをした場合の資産科目をいいます。

「仮払金」とは、金銭支出はおこなったが、相手勘定が不明な場合や、相手勘定科目はわかっているが、最終的な金額が未確定である場合の一時的な資産科目をいいます。

「立替金」と「仮払金」は、「立替金」は将来金銭で回収されますが、「仮払金」は費用科目等に振り替えられる点で異なります。

仕訳の例

企業会計では立替金・仮払金の増加は「立替金」「仮払金」を借方に、減少は貸方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、立替金・仮払金の増加は「立替金支払支出」「仮払金支払支出」を借方に記入し、立替金・仮払金が減少した場合は、「立替金回収収入」「仮払金回収収入」を貸方に記入します。

また、収入支出を総額表示ではなく、収入と支出を相殺した金額を「立替金収入(支出)」「仮払金収入(支出)」として純額表示とすることも認められています。

なお、純額表示とする場合は、学校法人の計算書類に脚注として記載することになります。

取引	仕訳種類	借方	貸方
中途入園者の保護者負担軽減補助金を保護者に立替払いをした。	資金収支	立替金支払支出	現金預金
翌年度に市から保護者負担軽減補助金が入金された	資金収支	現金預金	立替金回収収入
純額表示をする場合	資金収支	立替金回収収入	立替金支払支出
		立替金支出	(立替金収入)

前払金

(まえばらいきん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

「前払金」とは、商品や教材、サービスなどの購入や依頼において、取引先などに代金の一部または全部を前もって支払った場合に使用する勘定科目をいい、商品や教材の引渡しや役務サービスの提供を受けた年度において本来の勘定科目に振り替えられることとなります。

仕訳の例

企業会計では前払金の増加は「前払金」を借方に、減少は貸方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、前払金の増加は「前払金支払支出」を借方に記入し、前払金が減少した場合は、「前期末前払金」を貸方に記入します。

取引	仕訳種類	借方	貸方
翌年度の新学期に使用する教材代金の一部を支払った。	資金収支	前払金支払支出	現金預金
翌年度において上記教材を使用した。	資金収支	教材費支出	前期末前払金

活動区分の具体例

活動区分資金収支計算書では、全ての収支を「教育活動による資金収支」「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」に区分する必要がありますが、「前払金」はそれぞれの活動区分において「調整勘定」として集計されます。

「施設整備等活動」で整理される前払金は、工事代金や備品購入代金の内金などが該当し、「その他の活動」で整理される前払金は、既発の公社債を利払期中途で購入し、購入時までの経過利息に対応する利息を支払った場合や、借入金の利息の前払いなどが該当します。

教育活動	施設整備等活動	その他の活動
教育研究経費支出	施設関係支出	受取利息配当金収入
管理経費支出	設備関係支出	借入金利息支出

前払金

資金収支計算書での表示は？

取引例	借方	貸方
翌年度の教材費を当年度に前払いした100	前払金支払支出100	現金預金100
前年度に前払いした教材を当年度使用した80	教材費支出80	前期末前払金80

大科目	小科目		
人件費支出			
教育研究経費支出	教材費支出	80	前年度に前払いした教材費を使用したため、当年度の教育研究経費として認識する。
管理経費支出			
借入金等利息支出			
借入金等返済支出			
施設関係支出			
設備関係支出			
資産運用支出			
その他の支出	前払金支払支出	100	翌年度の教材費であるため、現金預金の支出は認識するが教育研究経費としては処理しない。
資金支出調整勘定	前期末前払金	△80	前年度に前払いした教材費を使用したため、当年度の教育研究経費として認識したため、当期の資金収支計算から支出のマイナス処理をする。
支出の部合計			
支払資金		△100	正味の支払資金は100だけ減少する。

有価証券

(ゆうかしょうけん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
流動資産	繰越収支差額			

「有価証券」とは、株式、債券、国債、投資信託、社債等の受益権のことをいい、具体的な有価証券の範囲については、金融商品取引法第2条において定義されており、保有予定期間にかかわらず「有価証券」として表示します。
(企業会計では長期保有目的の場合は「投資有価証券」勘定を用います)

有価証券の評価方法

金融商品会計基準においては、有価証券の保有目的等の観点からそれぞれの区分に応じて、貸借対照表価額および評価額等の会計上の取扱いが異なっていますが、学校法人会計においては保有目的による評価方法には差異はありません。

つまり学校法人が取得した有価証券の貸借対照表価額は、取得原価または償却原価法による価額となりますが、期末時価が著しく下落した場合は、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価することになります。

種類	評価方法
債券	償却原価法
株式	移動平均法・原価法
投資信託・貸付信託	移動平均法・原価法

時価の種類		
市場価格あり	期末日取引価格	
市場価格なし	債権	金融機関等が合理的に算定した価額
	株式	1株あたり時価純資産額

時価下落率	評価方法
30%未満	原価のまま
30%以上50%未満	学校のルールによる
50%以上	強制評価減

償却原価法って？

「償却原価法」とは、債券を券面額より高い(または低い)価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期均等に貸借対照表価額に減算(加算)する方法をいい、債券金額と取得原価の差額は、一般的には金利調整差額であると認められるため、当該加算額を「受取利息」で処理することになります。

	借方	貸方
券面額1000の債券を900で取得 (償還期間10年)	有価証券購入支出 900	現金預金 900
総勘定仕訳	有価証券 10	受取利息・配当金 10

有価証券

学校法人は子会社を作ってもいいの？

学校法人は、教育研究活動と密接な関係を有する事業を一層効率的に行うために、自らの出資によって会社を設立することができますが、その場合は、当該会社の総出資額の2分の1以上の出資が認められています。

しかし、教育研究活動との関係が密接な事業である場合は学校法人の出資割合は2分の1未満であることが適当です。なお、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合には、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社から学校法人への寄附金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載するとともに、当該会社の経営状況の概要が把握できる資料を添付することとされております。

※学校法人の出資割合が2分の1以上の会社に関する注記事項

- ①名称及び事業内容
- ②資本金又は出資金の額
- ③学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
- ④当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
- ⑤当該会社の債務に係る保証債務

仕訳の例

有価証券の売却損益は、有価証券の売却代金(有価証券売却収入)から購入代金を差し引いた金額となりますが、資金収支計算書上では「有価証券売却収入」しか計上されていませんので、総勘定仕訳で、有価証券の帳簿価額を控除する仕訳を起こして有価証券売却差額を認識することになります。

なお、投資信託の特別分配金は、投資信託元本の払戻しとしての性格を有していますので、特別分配金の入金時には「受取利息・配当金収入」ではなく「資産売却収入」の「投資信託特別分配金収入」で処理し、総勘定仕訳において有価証券の元金の減額修正をする必要があります。

取引	仕訳種類	借方	貸方
有価証券を購入し特定資産に組入れた。1000	資金収支	特定資産繰入支出1000	現金預金1000
決算時に時価が60%下落した。	総勘定	資産処分差額(有価証券評価差額)600	特定資産600
翌期に有価証券を500で売却した。	資金収支	現金預金500	有価証券売却収入500
有価証券売却差額の認識	総勘定	有価証券売却収入500	特定資産400
			有価証券売却差額100

取引	仕訳種類	借方	貸方
投資信託の特別配当金の入金 100	資金収支	現金預金 100	(資産売却収入)投資信託特別分配金収入 100
投資信託の元本の減額 100	総勘定	投資信託特別分配金収入 100	有価証券 100

有価証券

外貨建て有価証券の評価

外貨建て有価証券の期末時の評価方法について学校法人会計では具体的に規定されていませんが、企業会計に準拠すれば、その保有目的により評価方法が変わります。つまり、その有価証券がせいぜい一年間くらいしか保有する意思がないのであれば期末日の為替相場で換算し、一年以上保有する意思があれば、有価証券の取得日の為替相場で換算することになります。期末時の為替相場で換算しなおす場合は、資金収支仕訳で「為替換算差益収入」もしくは「為替換算差損支出」を計上することになります。

なお、有価証券の時価が著しく下落した場合は、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価することになりますが、その際の時価は外貨ベースで判断することになりますのでご注意ください。

外貨ベース		保有目的	円換算 レート	備考
時価	評価基準			
取得時より高い	取得価額	短期保有	期末日	為替換算差益収入(差損支出)
		長期保有	取得日	「有価証券の時価情報」 で時価注記(時価×期末日レート)
30%未満下落	取得価額	短期保有	期末日	為替換算差益収入(差損支出)
		長期保有	取得日	「有価証券の時価情報」 で時価注記(時価×期末日レート)
30%以上 50%未満	取得価額	短期保有	期末日	為替換算差益収入(差損支出)
		長期保有	取得日	「有価証券の時価情報」 で時価注記(時価×期末日レート)
	時価評価	短期保有	期末日	有価証券処分差額
		長期保有	期末日	
50%以上下落	時価評価	短期保有	期末日	
		長期保有	期末日	

有価証券

注記事項

近年の金融商品の多様化や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重要となっていることから、有価証券の時価情報を種類別に注記することになっています。

(1)有価証券の時価情報

①総括表

	当年度(平成●年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
(うち満期保有目的の債券)			
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
(うち満期保有目的の債券)			
合 計			
(うち満期保有目的の債券)			
時価のない有価証券			
有価証券合計			

②明細表

	当年度(平成●年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
債券			
株式			
投資信託			
貸付信託			
その他			
合 計			
(うち満期保有目的の債券)			
時価のない有価証券			
有価証券合計			

※時価情報の注記の対象となる有価証券は、貸借対照表において「有価証券」として表示されているものだけではなく、「(何)引当特定資産」に含まれる有価証券や「出資金」も含まれます。

有形固定資産

(ゆうけいこていしさん)

施設と設備はどちらがうの？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

「施設」とはいわゆる不動産を意味し、「設備」は動産を意味します。つまり、「施設」とは、「土地」「建物」「建物付属設備」「構築物」「建設仮勘定」であり、「設備」とは「教育研究用機器備品」「管理用機器備品」「図書」「車両」ということになります。

それぞれの勘定科目の意味は？

科目名	
土地	校舎用地、運動場敷地、厚生施設用地、その他の用地をいいます。
建物	「建物」とは、学校の校舎や寮などの教育研究や事業に使用するために土地の上に建てられた屋根、床、壁を有する工作物です。耐震補強のために施された改修工事費用等も「建物」勘定で処理します。
建物付属設備	「建物付属設備」とは、建物に付随する電気設備、給排水設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備、間仕切りなどであり、通常は「建物」勘定に含めて表示します。
構築物	「構築物」とは、土地の上に定着した建物以外の土木設備または工作物であり、具体的には、塀、浄化水槽、上下水道、看板、舗装道路、庭園、緑化設備、競技場、プール、立木などです。
建設仮勘定	「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械装置などの有形固定資産の建設・製作のために、工事の完成・建物の引渡等までに仮払い、もしくは前払いした工事費や材料費、労務費、経費を管理するための一時的な勘定科目をいい、工事が完成した時点で建物、構築物、機械装置などの本勘定に振り替えます。
教育研究用機器備品	「教育研究用機器備品」とは教育研究の目的のために所有・使用している物品で、耐用年数が1年以上かつ取得価額が当該学校法人の規程で定められた資産計上基準額以上のものを表す勘定科目です。 「機器」とは機械装置、試験機器、測定機器などをいい、「備品」とはデスク、パソコン、棚、通信機器、標本、模型などをいいます。
管理用機器備品	「管理用機器備品」とは教育研究の目的以外のために所有・使用している物品で、理事長室、事務室の什器備品、食堂・寮など付随事業・収益事業関連の厨房設備・什器備品等をさします。

有形固定資産

科目名	
図書	「図書」とは、学生生徒等のために図書館や図書室において長期間にわたって保存、使用することが予定される図書、視聴覚資料をいい、図書と類似の役割を有するDVD、電子ブック、テープ、レコード、フィルム等の諸資料は、利用の態様にしたが、図書に準じて会計処理を行います。なお、「図書」においては金額の多寡に関係なく資産計上します。
車両	「車両」とは、乗用車、二輪車、スクールバス、実験実習用車両、トラックなどをいいます。

リースなのに資産計上するの？

リース契約であっても、一定の条件を満たせば有形固定資産として資産計上する必要があります。その一定の条件とは次のとおりです。

科目名	条件	会計処理	
ファイナンス・リース (注1)	所有権移転	リース料総額が学校法人の資産計上基準以上	有形固定資産として資産計上
		リース料総額が学校法人の資産計上基準未満	賃借料(リース料)処理
	所有権移転外	勘定科目単位のリース料総額が300万円超	有形固定資産として資産計上
		勘定科目単位のリース料総額が300万円以下	賃借料(リース料)処理
オペレーティング・リース(上記以外)		賃借料(リース料)処理	

(注1)「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるものをいう。

取引	仕訳種類	借方	貸方
スクールバスをリース契約した。(リース料総額600万円、期間60回/月)	資金収支仕訳	教育研究用機器備品 6,000,000	期末未払金 6,000,000
第1回リース料の支払(10万円)	資金収支仕訳	期末未払金 100,000	現金預金 100,000
リース資産の減価償却の実施(1年分)	総勘定仕訳	(教研)減価償却額 1,200,000	減価償却累計額 1,200,000
リース未払金の長期への振替え	総勘定仕訳	未払金 3,600,000	長期未払金 3,600,000

有形固定資産

資本的支出か修繕費かの判定フローチャート

タイプ	条件		資金収支科目	備考	
物品の購入	図書		図書支出		
	少額重要資産		教育研究用機器備品支出		
	それ以外	経理規程の資産計上金額以上	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出		
経理規程の資産計上金額未満		消耗品費支出			
リース契約	所有権移転ファイナンスリース		教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出		
			リース料支出		
	所有権移転外ファイナンスリース	1契約300万円以上	—	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出	
		1契約300万円未満	—	リース料支出	注記
修繕・改修	経理規程の資産計上金額以上	建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額	建物・建物付属設備支出 構築物支出 教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出		
		用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額			
		部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合			
		支出によりその固定資産の耐用年数が延長する場合			
		機能上の障害の除去、現状の効用の維持	修繕費支出		
	経理規程の資産計上金額未満	—	修繕費支出		
ソフトウェア	経理規程の資産計上金額以上	将来の収入獲得又は支出削減が確実	ソフトウェア支出		
		上記以外	消耗品費支出		
	経理規程の資産計上金額未満	—	消耗品費支出		

有形固定資産

減価償却って？

「減価償却」とは、有形固定資産の毎期の資産価値の減少（減耗）を認識するために、有形固定資産の取得価額を耐用年数に応じて期間配分する手続きをいいます。減価償却の方法については、学校法人会計では「定額法」を原則とし、残存価額はゼロとして計算します。（リース契約でも資産計上されたものについても減価償却をします）

減価償却の計算式は？

$$\text{減価償却額} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数}$$

残存価額をゼロとして行った場合であっても妥当な会計処理として取り扱うものとされるが、この場合、最終年度に備忘価額を付するものとする（学校法人委員会報告第28号）。

耐用年数はどうやって決めるの？

固定資産の耐用年数は、学校法人が固定資産の使用状況等を勘案して自主的に決定すべきものですが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省令）又は参考として後掲する「固定資産の耐用年数表」によっている場合も、妥当な会計処理として取り扱うものとされています。

会計年度の途中で取得した場合の減価償却額はどうすればいいですか？

会計年度の中で取得した固定資産に係る減価償却額の計算は、当該資産について計算される年間減価償却額を月数按分したものによるほか、次の簡便法を採用している場合も、重要性のない場合には妥当な会計処理として取り扱うことができます。

- イ. 取得時の会計年度は、償却額年額の2分の1の額により行う。
- ロ. 取得時の会計年度は、償却を行わず、翌会計年度から行う。
- ハ. 取得時の会計年度から償却額年額により行う。

グループ償却って何ですか？

機器備品（主として、机、椅子等）の減価償却について、取得年度ごとに同一耐用年数のものをグループ化し、一括して毎会計年度償却をし、耐用年数の最終年度に当該機器備品について、現物の有無にかかわらず一括除却処理をする方法を「グループ償却」といいます。

資産売却収入

(しさんばいきやくしゅうにゅう)

勘定科目の意味は？

「資産売却収入」とは、帳簿残高のある固定資産を売った場合の収入金額そのものをいいます。
(もし、帳簿残高のない固定資産を売った場合の売却収入は「雑収入」となります。)

資産売却収入の具体例

小科目	内容
① 施設売却収入	「土地」「建物」「建物付属設備」「構築物」などの不動産を売却した際の収入金額
② 設備売却収入	「教育研究用機器備品」「管理用機器備品」「図書」「車両」などの動産を売却した際の収入金額
③ 有価証券売却収入	有価証券(特定資産を含む)を売却した際の収入金額、もしくは投資信託の特別分配金収入

教育活動	教育活動資金収入
	教育活動資金支出
	調整勘定

施設整備等活動	施設整備等活動資金収入
	施設整備等活動資金支出
	調整勘定

その他活動	その他活動資金収入
	その他活動資金支出
	調整勘定

売れたはいいけど得したの？損したの？

売却した資産の帳簿価額より売却収入が多ければ売却益(得)であり、売却収入が少なければ売却損(損)ということになります。これらの損得の計算は資金収支計算のあとに総勘定仕訳で行います。つまり、事業活動収支計算書上、売却益は「資産売却差額」として表示され、売却損は「資産処分差額」として表示されます。

取引	仕訳種類	借方	貸方
スクールバスを下取りに出した。 帳簿価額100 下取り価額50	資金収支	現金預金50	設備売却収入50
売却損益の認識	総勘定	設備売却収入50	車両100
		資産処分差額50	

活動区分と事業区分

活動区分資金収支計算書上、「施設売却収入」および「設備売却収入」が「施設整備等活動」に区分され、「有価証券売却収入」は財務取引として「その他の活動」に区分されます。また、事業活動収支計算書上、「資産売却差額」および「資産処分差額」は「特別収支」として区分されます。

資金収支計算書	活動区分	事業活動収支計算書	事業区分
施設売却収入	施設整備等活動	資産売却・処分差額	特別収支
設備売却収入	施設整備等活動	同上	
有価証券売却収入	その他の活動	同上	

特定資産

(とくていしさん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
	その他の固定資産	純資産	基本金	
流動資産	繰越収支差額			

「特定資産」とは、校舎その他の施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買換え、退職金の支払いなど、将来の特定の支出に備えるために留保された預金、有価証券等をいい、「第2号基本金引当特定資産」「第3号基本金引当特定資産」「減価償却引当特定資産」「退職給与引当特定資産」などをいいます。

「特定資産」として留保される資産は、主として「定期預金」「公社債」「貸付信託」「金銭信託」等となりますが、その資産内容にかかわらず、(何)引当特定資産と表示します。

特定資産の例

科目名	説明
退職給与引当特定資産	将来の退職金の支払に備えた資産をいい、退職給与引当金の金額を超えて積み立てることは望ましくありません。
減価償却引当特定資産	将来の機器備品その他の設備の拡充や買換えに備えた資産をいう。
第2号基本金引当特定資産	将来、固定資産を取得するために積み立てた預金などの資産の額であり、第2号基本金に対応する特定資産をいい、計画が複数あっても合算して「第2号基本金引当特定資産」と表示する。
第3号基本金引当特定資産	奨学基金として継続的に保有し、かつ運用する金銭その他の資産をいう。

仕訳の例

企業会計では「特定資産」の増加は「特定資産」を借方に、減少は貸方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、特定資産の増加は「特定資産繰入支出」を借方に記入し、特定資産の減少は、「特定資産取崩収入」を貸方に記入します。

取引	仕訳種類	借方	貸方
特定資産の積立て	資金収支	特定資産繰入支出	現金預金
特定資産の取崩し	資金収支	現金預金	特定資産取崩収入

特定資産

特定資産繰入支出と取崩収入の活動区分

活動区分資金収支計算書では、全ての収支を「教育活動による資金収支」「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」に区分する必要がありますが、「特定資産」はそれぞれ内容により活動区分が異なっています。

特定資産の運用収入の仕訳の例

企業会計では借方に「特定資産」、貸方に「受取利息・配当金収入」と記入しますが、特定資産は固定資産なので、資金収支計算書の「資金の範囲」に含まれませんので、非資金科目を相手勘定とした場合、受取利息・配当金収入が資金収支計算書に反映されない可能性があります。そのために、一旦資金科目を間に通す工夫が必要です。

教育活動	施設整備等活動	その他の活動
—	第2号基本金引当特定資産繰入支出(取崩収入)	第3号基本金引当特定資産繰入支出(取崩収入)
—	減価償却引当特定資産繰入支出(取崩収入)	退職給与引当特定資産繰入支出(取崩収入)

取引	仕訳種類	借方	貸方
減価償却引当特定資産の受取利息が元加される場合	資金収支	現金預金	その他の受取利息・配当金収入
	資金収支	減価償却引当特定資産繰入支出	現金預金

取引	仕訳種類	借方	貸方
減価償却引当特定資産の受取利息が普通預金に入金される場合	資金収支	現金預金	その他の受取利息・配当金収入
	—	—	—

ソフトウェア (そふとうえあ)

ソフトウェアの種類

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

ソフトウェアには、コンピュータを利用できる状態にするための「基本ソフト」と、学費管理や会計・給与などの個別の利用目的に応じた「応用ソフト」に分かれます。そして「基本ソフト」はパソコンのハードの購入のための付随費用として本体に含めて資産計上します(ただし、学校法人の資産計上基準未満であれば消耗品費処理)。

他方「応用ソフト」はパッケージソフトを購入する場合もあれば、学校法人がソフトハウスを利用して独自に開発制作する場合も含まれます。

応用ソフトの会計処理

応用ソフトの購入・制作支出(バージョンアップ費用も含む)については、その利用により「将来の収入獲得または支出削減が確実であると認められる場合」にはソフトウェアの取得に要した額(リース契約の場合はリース料総額)を「ソフトウェア」として資産計上し、それ以外の場合は「消耗品費」として経費処理します。

ソフトウェアの購入・制作	条件		処理
	経理規程の資産計上金額以上	将来の収入獲得又は支出削減が確実	ソフトウェア
上記以外		消耗品費	
経理規程の資産計上金額未満	—	消耗品費	

ソフトウェアのリース契約

学校独自のソフトウェアを制作し、その対価の支払いをリース契約とする場合は「所有権移転ファイナンス・リース」取引の場合が多く、その際は通常の購入時と同じ判断基準を用います。

他方、市販のパッケージソフトをリース契約する場合は「所有権移転外ファイナンス・リース」が多く、その場合は、まず「将来の収入獲得又は支出削減の確実性」の判断で資産計上するか、しないかを判断し、リース料総額が300万円以下であれば、資産計上せずに、通常の賃借料支出で処理することも可能です。しかし、リース料総額が300万円超であれば、リース料総額を資産計上もしくは一括して消耗品費処理することになります。

		条件	原則	例外
所有権移転ファイナンスリース		将来の収入獲得又は支出削減が確実	ソフトウェア	—
		それ以外	一括消耗品費	—
所有権移転外ファイナンスリース	1契約 300万円以上	将来の収入獲得又は支出削減が確実	ソフトウェア	—
		それ以外	一括消耗品費	—
	1契約 300万円未満	将来の収入獲得又は支出削減が確実	ソフトウェア	賃借料
		それ以外	一括消耗品費	賃借料

未払金

(みばらいきん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

「未払金」とは、人件費、教育研究経費、管理経費、固定資産の購入等の貸借対照表日における未払額をいいます。企業会計では、通常の営業取引によって発生した未収額を「買掛金」で処理し、本来の営業取引以外（経費や固定資産の購入など）から発生した未払額を「未払金」と処理しますが、学校法人会計ではひとくりに「未払金」を用います。

但し、活動区分資金収支計算書を作成するために、「未払金」を「教育活動による未払金」と「施設整備等活動による未払金」及び「その他の活動による未払金」に区分して経理する必要があります。

仕訳の例

企業会計では未払金の増加は「未払金」を貸方に、減少は借方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、未払金の増加は「期末未払金」を貸方に記入し、前期の未払金を当期に支払った場合（未払金の減少）は、「前期末未払金支払支出」を借方に記入します。

また、代金の支払が1年以上にわたる場合は、年度末後1年を超えて支払われる予定の額を固定負債の「長期未払金」に振り替えます。

取引	仕訳種類	借方	貸方
当期の未払額の発生	資金収支	教育研究経費(例)	期末未払金
前期末の未払金の当期支払	資金収支	前期末未払金支払支出	現金預金
長期未払金への振替え	総勘定	未払金	長期未払金

活動区分の具体例

活動区分資金収支計算書では、全ての収支を「教育活動による資金収支」「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」に区分する必要がありますが、「未払金」はそれぞれの活動区分において「調整勘定」として集計されます。

教育活動	施設整備等活動	その他の活動
兼務教員人件費	施設関係支出	有価証券購入支出
所定福利費	設備関係支出	借入金等利息
教育研究経費	ソフトウェア支出	
管理経費等		

未払金

資金収支計算書での表示は？

取引例	借方	貸方
当期の教員所定福利費の未払額100	教員人件費100	期末未払金100
前期末の未払金の当期支払50	前期末未払金支払支出50	現金預金50

大科目	小科目	金額	説明
人件費支出	教員人件費	100	すべての人件費が支出されたものとして表示
教育研究経費支出			
管理経費支出			
借入金等利息支出			
借入金等返済支出			
施設関係支出			
設備関係支出			
資産運用支出			
その他の支出	前期末未払金支払支出	50	前期の人件費であるので、当期の人件費は調整せずに、資金支出だけをプラスする。
資金支出調整勘定	期末未払金	△100	しかし、実際は100だけ未払額があるため資金支出をマイナス表示する。
支出の部合計			
支払資金		△50	正味の支払資金は50だけ減少する。

前受金

(まえうけきん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
流動資産	繰越収支差額			

「前受金」とは、翌年度の入学生にかかわる入学金、授業料、施設設備資金等や、施設設備売買時の手付金などであり、入金年度では「入学金前受金」「授業料前受金」「施設設備資金前受金」等で処理し、翌年度に「入学金収入」「授業料収入」や「施設設備資金収入」等に振り替えます。なお、PTA会費、後援会会費、生徒会会費等で翌年分を前受しても、これらは「預り金受入収入」となり「前受金収入」とは処理できません。

仕訳の例

企業会計では前受金の増加は「前受金」を貸方に、減少は借方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、前受金の増加は「前受金収入」を貸方に記入し、前期の前受金を当期に振り替えた場合(前受金の減少)は、「前期末前受金」を借方に記入します。

また、翌年度の入学金の入金があったが、その後入学辞退の申し出があり、翌年度に返金する場合は、前受金から預り金に振替えておきます。

取引	借方	貸方
翌年度の入学金が入金された	現金預金	入学金前受金収入
翌期に前受金を振り替えた	前期末前受金	入学金収入

取引	借方	貸方
入学辞退者に返金をする場合	入学前受金収入	預り金収入
入学辞退者に返金をしない場合	前受金に含めたまま繰り越します。	

活動区分の具体例

活動区分資金収支計算書では、全ての収支を「教育活動による資金収支」「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」に区分する必要がありますが、「前受金」はそれぞれの活動区分において「調整勘定」として集計されます。

教育活動	施設整備等活動	その他の活動
入学金収入	施設設備売買手付金収入	前受収益
授業料収入		
施設設備資金収入		
補助活動収入他		

前受金

資金収支計算書での表示は？

取引例	借方	貸方
翌期の入学金の受入れ100	現金預金100	入学金前受金収入100
前期末の前受金を当期の収入に振替えた80	前期末前受金80	入学金収入80

大科目	小科目	金額	説明
学生生徒等納付金収入	入学金収入	80	前期末の前受金を当期の収入に振替えているが、当期の入金ではない
手数料収入			
寄付金収入			
補助金収入			
資産売却収入			
付随事業・収益事業収入			
受取利息配当金収入			
雑収入			
借入金等収入			
前受金収入	入学前受金収入	100	
その他の収入			
資金収入調整勘定	前期末前受金	△80	前期に入金された入学金収入を当期の学生生徒等納付金に加算しているため、資金収入をマイナスする。
収入の部合計			
支払資金		100	正味の支払資金は100だけ増加する

預り金

(あずかりきん)

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

勘定科目の意味は？

「預り金」とは、給料・報酬等にかかわる源泉所得税、住民税、共済掛金、財形貯蓄掛金のほか、学生生徒等から徴収する校友会費、後援会費、修学旅行費等で、学校法人の事業活動収入とならないもので、他に支払うための一時的な金銭受入額をいいます。なお、資金収支計算書上の「預り金受入収入」および「預り金支払支出」は、活動区分資金収支計算書上はすべて「その他の活動区分」となります。

仕訳の例

企業会計では預り金の増加は「預り金」を貸方に、減少は借方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、預り金の増加は「預り金受入収入」を貸方に記入し、預り金の減少は「預り金支払支出」を借方に記入します(総額表示)。

また、預り金を総額表示ではなく、収入と支出を相殺した純額表示とすることも認められています。その場合は、B/Sの重要な会計方針等の注記にその旨を記載します。

取引	借方	貸方
預り金の受入れ(総額表示)	現金預金	預り金受入収入
預り金の支払い(総額表示)	預り金支払支出	現金預金
取引	借方	貸方
預り金受入収入と預り金支払支出の相殺	預り金受入収入	預り金支払支出
	(預り金支出)	預り金収入

周辺会計ってなに？

会費として徴収した資金が、学校法人自体に帰属するものではなく関連団体等に帰属し、かつ学校に資金の管理責任が無い場合は「周辺会計」として学校法人会計上も処理を行わない場合もありますが、学校に管理責任があるという約束があるような場合や団体の資金を預かって管理しているという実態を会計上も表すために、学校法人会計上は、会費として徴収した資金を「預り金」計上し、収支を計上することが推奨されています。

周辺会計の預り金の期末未使用残額の処理

預り金については、学校法人が個人から預かっている金銭であり、預り金の目的に従って支出され、関係者に対して収支の報告をする必要があります。従って、未使用残高が生じた場合は拠出者に返還することになりますが、拠出者から返還不要の承諾を得た場合は、「寄付金収入」として処理します(勝手に「雑収入」で受け入れることはできません)。

預り金

修学（研修）旅行預り金は特別なの？

修学（研修）旅行費については、学校法人が別会計として簿外経理している場合であっても、決算時には流動資産および流動負債に「修学（研修）旅行預り預金および「修学（研修）旅行預り金」を両建て経理することになっており、その場合は総勘定仕訳で処理します。

修学旅行預り金から生じる利息の取扱い

「修学旅行預り金」は、修学旅行が終わった後に経費を精算し、剰余金が生じた場合は保護者に返還しますが、預り金から生じる利息については学校法人が自己資金として処理する場合と、保護者に還元する場合があります。何れの場合も「修学旅行費取扱規程」により明確にしておく必要があります。

取引例		仕訳種類	借方	貸方
預り金の利息を還元しない場合		資金収支	現金預金	その他の受取利息・配当金収入
預り金の利息を還元する場合	利息の発生	資金収支	現金預金	修学旅行預り金受入収入
	保護者へ還元	資金収支	修学旅行預り金支払支出	現金預金

借入金

(かりいれきん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
流動資産	繰越収支差額			

「借入金」とは、私学共済事業団や民間の金融機関もしくは民間業者、個人からの借入金をいい、返済期限が、年度末後1年を超えて到来する借入金を「長期借入金」、返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金を「短期借入金」といいます。

仕訳の例

企業会計では借入金の増加は「借入金」を貸方に、減少は借方に記入しますが、学校法人会計では、資金収支仕訳上、借入金の増加は「借入金収入」を貸方に記入し、借入金の返済(借入金の減少)は、「借入金返済支出」を借方に記入します。

なお、「借入金収入」は借入期間に応じて「長期借入金収入」もしくは「短期借入金収入」を使い分けますが、借入金の返済の場合は借入期間を問わず「借入金返済支出」で表示されます。

翌年度返済予定の長期借入金の振替は、総勘定仕訳で「長期借入金」から「1年以内返済予定の長期借入金」へ振り替えます。

取引例	仕訳種類	借方	貸方
金融機関からの借入(5年)	資金収支	現金預金	長期借入金収入
借入金の返済(長期で借りた)	資金収支	1年以内長期借入金返済支出	現金預金
翌期返済予定額の振替	総勘定	長期借入金	1年以内長期借入金

借入金の返済の場合は、返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金の返済が、短期借入金の年度内返済かを区別して入力することになります。

活動区分と事業区分

活動区分資金収支計算書上、「借入金等収入」および「借入金等返済支出」「その他の活動」に区分されますが、それらは学校法人の業績を示すものではないため事業活動収支計算書には表示されません。但し、「借入金等利息支出」は事業活動収支計算書上「教育活動外収支」として表示されます。

資金収支計算書	活動区分	事業活動収支計算書	事業区分
借入金等収入	その他の活動	—	—
借入金等返済支出	その他の活動	—	—
借入金等利息支出	その他の活動	借入金等利息	教育活動外

借入金

借入金明細表

当年度末において、新たに返済期限が1年以内の長期借入金となった金額については、長期借入金の当期減少額欄及び短期借入金（返済期限が1年以内の長期借入金）の当期増加額欄のそれぞれの金額の頭に※印を付してその関連を明確にします。

なお、長期借入金の期限前返済があったときは、長期借入金の当期減少額欄に前記※印金額と区分して二段書表示します。

また、前記※印金額は資金収支と関連がないため、当期増加額欄及び当期減少額欄の合計（小計及び計を含む。）においてもとを区分して二段書表示します。

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
長期借入金	公的機関 日本私学振興共済事業団	0	30,000,000 ※	6,000,000	24,000,000	5.6000 %	平成33年 1月20日	使途：百道校地取得 担保：土地・建物
	小計	0	30,000,000 ※	6,000,000	24,000,000			
	市中機関 みずほ銀行	184,740,000	0	1,500,000 ※ 3,000,000	180,240,000	7.1000 %	平成35年 8月30日	使途：体育館建築等 担保：土地・建物
	小計	184,740,000	0	1,500,000 ※ 3,000,000	180,240,000			
	その他	0	0	0	0			
	小計	0	0	0	0			
計		184,740,000	30,000,000 ※	1,500,000 ※ 3,000,000	204,240,000			
短期借入金	公的機関	0	0	0	0			
	小計	0	0	0	0			
	市中機関	0	0	0	0			
	小計	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	小計	0	0	0	0			
返済期限が1年以内の長期借入金		3,000,000 ※	9,000,000	3,000,000	9,000,000			
計		3,000,000 ※	9,000,000	3,000,000	9,000,000			
合計		187,740,000 ※	30,000,000 ※ 9,000,000 ※	4,500,000 ※ 3,000,000 ※	213,240,000			

徴収不能引当金

(ちょうしゅうふのうひきあてきん)

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

勘定科目の意味は？

「徴収不能引当金」とは、学校法人が保有する金銭債権(未収入金、貸付金等)のうち、その回収不能額を見積もって設定される引当金をいい、貸借対照表上は引当金の設定対象となった金銭債権(未収入金、貸付金等)から直接控除して表示し、徴収不能引当金の合計額を注記することになります。

徴収不能引当金の設定方法は？

徴収不能の見込み額の算定方法にはついては、次の二つの方法が考えられ、何れの方法を採用したかを重要な会計方針として注記しなければなりません。

(例1) 金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

(例2) 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

どうしても回収できないと判断したら

債権回収の努力をしても、これ以上回収できないと判断した場合は決算時に徴収不能処理を行います。会計上、徴収不能処理した債権でも、法律上の手続きをしなければ債権債務の関係は消滅するわけではありませんので、前期以前に徴収不能処理した債権が入金されても返金する必要はありません。その際は過年度の収入であるため「過年度修正収入」勘定を用います。

取引	仕訳種類	借方	貸方
未収入金の回収不能見込み額の引当計上	総勘定	徴収不能引当金 繰入額	徴収不能引当金
徴収不能処理(引当金を計上している場合)	総勘定	徴収不能引当金	未収入金
徴収不能処理(引当金を計上していない場合)	総勘定	徴収不能額	未収入金
前期以前に徴収不能処理した未収入金が入金された場合	資金収支	現預金	過年度修正収入

退職給与引当金

(たいしょくきゅうよひきあてきん)

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
	流動資産	繰越収支差額		

勘定科目の意味は？

「退職給与引当金」とは、将来、教職員が退職する際に支払われる退職給付に備えて引当計上した場合の貸方の負債科目をいいます。「退職給与引当金」の対象とする退職給付は、教職員の退職金の期末要支給額の100%であり、私大退職金財団もしくは私学退職金団体に加入している場合は所定の調整計算を行います。

私学退職金団体に加入している場合の引当金繰入額の計算は？

いわゆる積立方式を採用している私学退職金団体に加入している場合、退職金の期末要支給額の100%から私学退職金団体からの交付金の額を控除した学校負担要支給額になるように引当金を繰り入れることになります。

私学退職金団体に加入している場合の仕訳

教職員の退職時に学校法人が私学退職金団体から受け取る交付金は、「(大科目)雑収入」のうちに「私学退職金社団交付金収入」等を設けて処理します。なお、事業活動収支計算書において、当該教職員に係る退職金と交付金の額とを相殺して表示することができます。

学校法人が負担する私学退職金団体に対する入会金、登録料及び教職員の標準給与に対する負担金等の支出については、「(大科目)人件費支出」に属する小科目のうちに、「所定福利費支出」、「私学退職金社団掛金支出」等の細分科目を設けて処理します。

取引例	仕訳種類	借方	貸方
私学退職金団体の掛金の支払	資金収支	所定福利費支出	現金預金
教員退職金の支払	資金収支	教員退職金支出	現金預金
私学退職金団体からの交付金の入金	資金収支	現金預金	私学退職金団体交付金収入
私学退職金団体交付金収入と退職金の相殺	総勘定	私学退職金団体交付金収入	教員退職金
退職給与引当金の繰入れ	総勘定	退職給与引当金繰入額	退職給与引当金

退職給与引当金

私大退職金財団に加入している場合の引当金繰入額の計算は？

私大退職金財団に対する掛金の累積額が交付金の累積額を上回る場合には、当該繰入調整額を、引当金要繰入額から控除して退職給与引当金繰入額を算出します。

この場合、控除する当該繰入調整額が引当金要繰入額を上回る場合には、当該額を退職給与引当金戻入額として処理します。

一方、掛金の累積額が交付金の累積額を下回る場合には、当該繰入調整額を引当金要繰入額に加算して調整後の退職給与引当金繰入額を算出します。

なお、引当金要繰入額とは、前年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した退職給与引当金の額から当年度中の退職に伴う退職給与引当金取崩額を控除した額と当年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した額との差額となります。

私大退職金財団に加入している場合の仕訳

学校法人が私大退職金財団から受け取る交付金は、「(大科目)雑収入」のうちに「私立大学退職金財団交付金収入」等を設けて処理します。なお、事業活動収支計算書上、退職金と交付金とは相殺せずに両建表示します。

他方、私大退職金財団に支払う負担金、登録料、掛金は、「(大科目)人件費支出」の「私立大学退職金財団負担金支出」等を設けて処理します。

退職給与引当金の過年度修正の仕訳

年度末に退職給与引当金の必要額(期末要支給額)を再計算したところ、従来の計算に誤りがあった場合や、懲戒免職等が理由で退職する教職員の退職給与引当金を遡って取り消す場合などは、既設定の退職給与引当金を修正する必要があります。

当該修正は過年度の損益の修正を意味するため事業活動収支計算書において「過年度修正額」という科目を用います。

私大退職金財団の掛金の支払	資金収支	私立大学退職金財団負担金支出	現金預金
教員退職金の支払	資金収支	教員退職金支出	現金預金
私大退職金財団からの交付金の入金	資金収支	現金預金	私立大学退職金財団交付金収入
退職給与引当金の繰入れ	総勘定	退職給与引当金繰入額	退職給与引当金

退職給与引当金が過大であった場合	総勘定	退職給与引当金	過年度修正額
退職給与引当金が過少であった場合	総勘定	過年度修正額	退職給与引当金

『リバーチャージQ&A』

～こまったときの学校法人大辞典 付録～

Q.1 そもそもどうして「国境を越えた役務提供に係る消費税の課税の見直し」があったの？

A.

今回、改正の対象となった「電気通信利用役務」つまりインターネットを介したデータの配信等を行うサービス業者は国内外に多数いますが、改正前は国内から配信する業者には消費税が課税され、国外から配信する業者には消費税が課税されないというように、国内配信事業者にとっては不利な競争条件となっていました。

この度の改正は、その競争条件の不平等を解消するために行われたものです。

平成27年10月1日以後行う取引から適用となります。

Q.2 対象になる取引ってどんなものがあるの？

A.

- ・ネットを介して行われる電子書籍、音楽、映像、アプリの配信⇒ Amazon, iTunes等
- ・クラウド上のソフトウェアや、データ保存場所を利用させるサービス⇒Dropbox等
- ・ネットを利用した広告の配信や掲載⇒ Googleアドワーズ等
- ・ネット上でアプリ等を販売する場所を利用させるサービス⇒AppStore, GooglePlay等

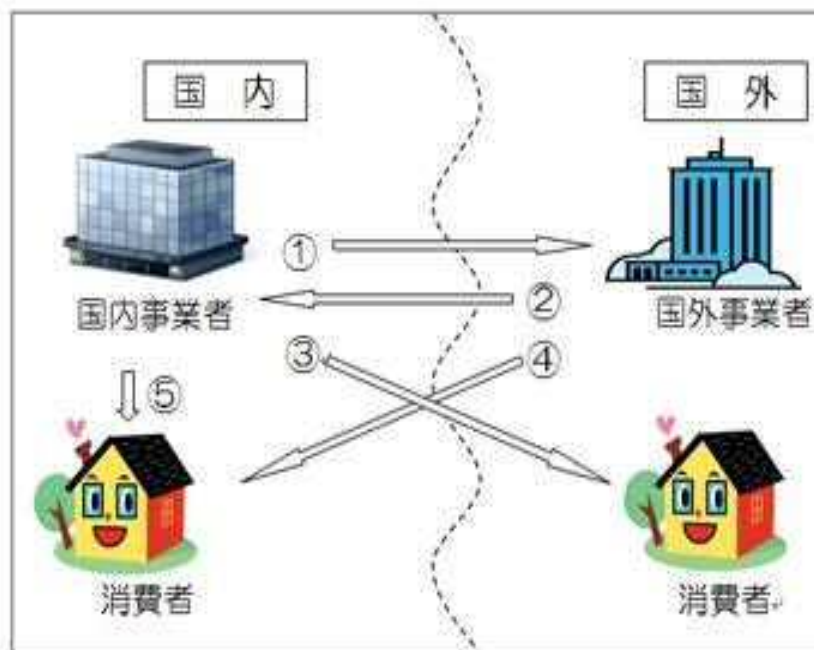
Q.3 どんなところが変わったの？

A.

- ①消費税の対象となるかどうかの判定方法が変わった！
⇒内外判定基準の見直し
- ②誰が消費税を納めるのかが変わった！
⇒課税方式の見直し(リバースチャージ方式の新設)
- ③相手によっては仕入税額控除がとれない場合がある！
⇒『登録外』国外事業者と『登録』国外事業者

Q.3-① 消費税の対象（国内取引）かどうかの判定は、どのように変わったの？

電気通信利用役務のみ適用



取引	改正前	改正後
①	国内取引：課税	国外取引：不課税
②	国外取引：不課税	国内取引：課税
③	国内取引：課税	国外取引：不課税
④	国外取引：不課税	国内取引：課税
⑤	国内取引：課税	国内取引：課税

※ 改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

A.

今までは⇒ 「役務提供を**行う者**の役務提供に係る事務所所在地」により判定

改正後は⇒ 「役務提供を**受ける者**の住所地」により判定

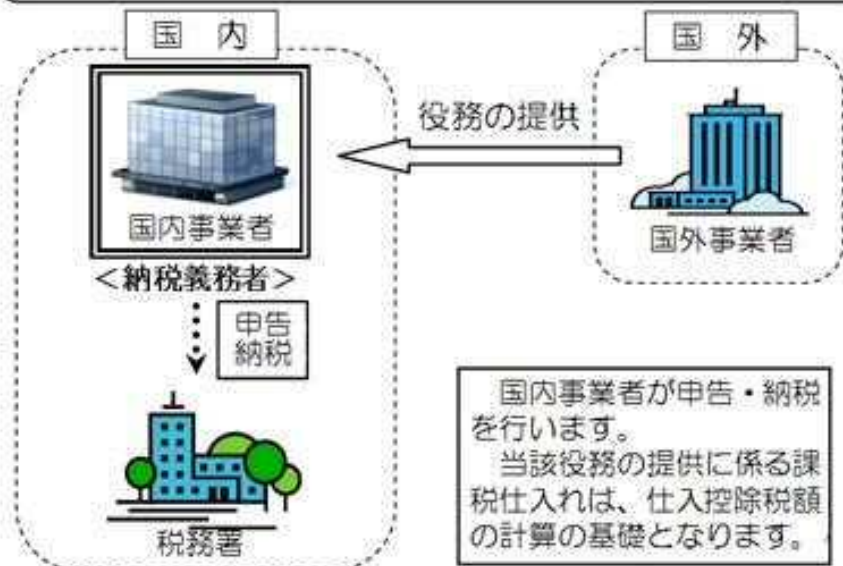
※サービス提供者が国内だろうと国外だろうと、サービス利用者が国内事業者であれば国内取引となり、どちらの業者を使っても課税されることになる(不平等の解消！)

Q.3-② じゃあ誰が消費税を納めるの？

事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式 (リバースチャージ方式)

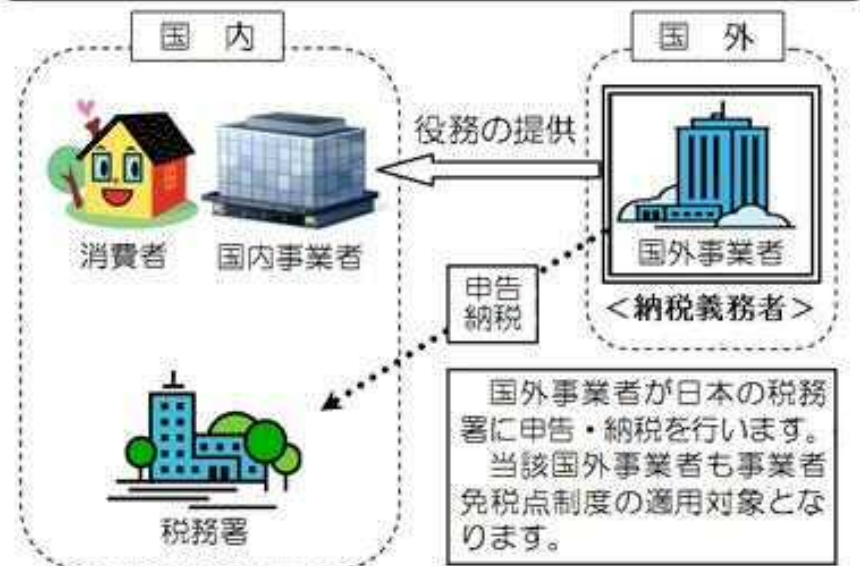
国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告納税義務を課す方式（対象取引例：広告の配信）

※ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件などから、当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの



左記以外の電気通信利用役務の提供 (国外事業者申告納税方式)

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについて、国外事業者が申告納税義務を課す方式（対象取引例：電子書籍・音楽の配信）



A.

電気通信
利用役務

事業者向けサービス(BtoB) ⇒ 『リバースチャージ方式』

↳ 『特定課税仕入』を選択

消費者向けサービス(BtoC) ⇒ 『国外事業者納税方式』

Q.3-③ 課税取引の支払いなのに仕入税額控除が制限されるってどういうこと？

A.

電気通信
利用役務

事業者向けサービス(BtoB)

⇒ 『リバースチャージ方式』

消費者向けサービス(BtoC)

⇒ 『国外事業者納税方式』

※ 『登録』 国外事業者からサービス提供を受けたもののみ仕入税額控除を行うことができる！ ⇒ **【課税仕入】**を選択

※ 『登録外』 国外事業者からサービス提供を受けた場合は仕入税額控除の対象外！ ⇒ **【対象外仕入】**を選択

『登録国外事業者』とは、新設された国外事業者登録制度において登録された事業者です。登録リストはネットで公表されています。

この事業者からサービスを受けると、①登録番号 ②**消費税を納める義務はサービス提供者にある旨等が記載された**請求書等が発行されます。この書類があれば仕入税額控除を受けることができますので、取引があった際は、請求書等の保存に充分注意してください！

ご清聴ありがとうございました